

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年6月20日 08時50分ごろ
発生場所	宮城県塩竈市桂島漁港東方沖 桂島三等三角点から真方位046°520m付近 (概位 北緯38°20.3 東経141°05.8)
インシデントの概要	旅客船しおじは、航行中、主機付きの逆転減速機が損傷して主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年8月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 しおじ、64トン 130763、宮城県塩竈市 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力308kW、回転数毎分2,100、6気筒、ボア132.9mm、使用燃料油A重油
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海） 機関長、五級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長、機関長ほか1人が乗り組み、旅客46人を乗せ、航行中、主機の回転数が上昇するとともに推力を喪失したので、機関長が船尾を確認したところ推力が発生していないことを確認した。</p> <p>船長は、航行不能と判断して運航管理者に救援船の要請をするとともに投錨し、来援した救援船に乗客を移乗させた。</p> <p>本船は、運航管理者が手配したタグボートでえい航され、帰港した。</p> <p>本船は、逆転減速機が開放され、同機内の作動油ポンプ駆動用スリーブ固定用ロックピン（以下「本件ロックピン」という。）が腐食のない状態で折損し、作動油ポンプが駆動せず、クラッチ操作の作動油が供給できなくなり、前進軸及び後進軸の摩擦板及びスチールプレートが損傷していることが認められた。</p> <p>本船は、新造から31年間経過していたが、本件ロックピンの点検が行われていなかった。</p> <p>逆転減速機の取扱説明書には、本件ロックピンの点検整備についての記載はなかった。</p>

分析	<p>本船は、新造後31年間本件ノックピンの点検が行われていない状態で航行中、金属疲労により本件ノックピンが折損したことから、作動油ポンプが駆動せず、作動油が供給できなくなってクラッチが入らなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、新造後31年間本件ノックピンの点検が行われていない状態で航行中、金属疲労により本件ノックピンが折損したため、作動油ポンプが駆動せず、作動油が供給できなくなってクラッチが入らなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・折損のおそれのある部品については、検査開放時に定期的に新替を行うこと。